

Title	第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換(下)
Sub Title	Der Kurswechsel der Politik sowjetischer Zwangsarbeiter in Deutschland während des Zweiten Weltkrieges (II)
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1992
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.4 (1992. 1) ,p.906(164)- 922(180)
JaLC DOI	10.14991/001.19920101-0164
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19920101-0164

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二次世界大戦期ドイツにおける ソ連人労働者政策の転換(下)

矢野久

- 目次
- I. はじめに
- II. 外国人労働者政策の転換
- III. 賃金
- IV. 宿営
- V. 食糧配給（以上、『三田学会雑誌』前号）
- VI. 処遇
- VII. 労働能率
- VIII. おわりに（以上、本号）

VI 処 遇

ソ連市民労働者をいかに取り扱うかという問題は、一つには、衣服にぬいつけたマークで労働者を区別し、処遇上差別をつけるという形で具体化された。ソ連市民労働者に〈OST〉というマークをつける構想は、1941年11月7日、Göring 主催の協議で、ソ連人戦時捕虜をも含むソ連人労働者のドイツでの労働動員に関する「細則」についての説明の際、Göring によってはじめて提案された。それを受け、1942年2月20日、Himmler の「東方労働者布告」によって制度化され、ソ連市民労働者は〈OST〉のマークをつけることを義務づけられることになった⁽¹⁾。しかしわずか1年後の1943年3月には、早くもこの〈OST〉マークの是非をめぐる議論がたたかわされることになったのである。それは、外国人労働者の労働能率向上への政策転換と密接な関係があった。たとえば東部占領地域担当省からは、東方諸民族を一括して「東方労働者」と捉え、〈OST〉のマークを義務づけることに対する批判が出された。この担当省は、ソ連市民労働者をロシア人、ベロルシア人、ウクライナ人の三つのカテゴリーに区分し、それぞれ異なるマークをつけさせることを提案した。それに対し国家保安本部は、この担当省提案に反対し、能力別にそれぞれ異なるマークをつけさせることを決定した。そしてついに、1943年7月14日、Sauckel は、労働能率が高いソ連市民労働者は〈OST〉マークをつける場所をこれまでの右胸から左腕に変更するよう命じた⁽²⁾。

注（1） 矢野「強制連行・強制労働」212頁、217頁。

（2） Dallin, S. 458; Pfahlmann, S. 206 f.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 264.

しかしその後も、この問題は引き続き論議の対象となった。むしろ、マーク問題こそがドイツの東方政策に関する論議の中心となってしまった感すらある。1944年6月に警察令が布告され、〈OST〉マークが廃止されることになった。しかしマークそのものは廃止されず、新たにウクライナ人には「三叉の矛」、ペロルシア人には「穂と歯車」、ロシア人には「斜め十字」のマークをつけることが義務づけられた。結局のところ、東部占領地域担当省がかつて提案していた民族別マークが導入されることになったのである。⁽³⁾

しかし、「東方労働者」の処遇問題は、このようなマークという形式上のレベルでのみ顕在化したわけではなかった。ソ連市民労働者にとっては、つねにSSのテロルの恐怖がまわりついていた。労働・生活諸条件の改善と新マーク導入の決定がなされたまさにその時期に、SSのテロルが差し迫った問題となっていたのである。すでに1942年12月14日、SS全国指導者兼ドイツ警察長官 Himmler は、1943年1月末までに「少なくとも35,000名の労働能力のある囚人」をSSが管理する「強制収容所」に収容することを命じた。そこで保安警察・SD長官 Müller は、同年12月17日、逃亡をくわだてたり契約に違反した「東方労働者」および外国人労働者を、即刻「強制収容所」に収容する措置を講じた。⁽⁴⁾これより一ヶ月以上前に、Himmlerはすでに法務大臣 Thierack と協定し、ポーランド人ならびに「東方諸民族」に対してはドイツ人とは異なり、法的観点ではなく、「ドイツの民族秩序」、「警察上の危険予防」という観点にたち刑事司法を行使することを決定していた。彼らに違法行為があった場合、法務省ではなく、即警察の手にゆだねられるべきものとされたのである。⁽⁵⁾こうして、SSには法制度に立脚せずに「東方労働者」を処遇する権限が与えられた。

外国市民労働者が職場あるいは共同宿営施設から逃亡した場合、SSに逮捕されることが多かったが、彼らは職場や共同宿営施設に連れ戻されることなく、SSにより直接SSの「強制収容所」に送り込まれたのである。1944年2月12日には、国家保安本部の布告により、逃亡したソ連市民労働者はすべて「強制収容所」に送られることになった。SSには、労働能力のある「東方労働者」を労働力として確保するために、違法行為をおこなった「東方労働者」を即刻「強制収容所」に収容する権限も付加されたのである。⁽⁶⁾

こうしたSSの権限強化は、外国人労働者を就業させていた企業にはかなり大きな問題となった。たとえば、軍需省軍需供給局元局長Schieberの1944年5月7日付報告によると、軍需工業に就業していた囚人は釈放後軍需工業に復帰させることができる建前であったが、実際にはSSがSS経営

注(3) “Polizeiverordnung über die Kenntlichmachung der im Reich befindlichen Ostarbeiter und -arbeiterinnen vom 19.6.1944”, in: *RGBl.* I, 1944, S. 147; Dallin, S. 460ff.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 266.

(4) Erlaß des Chefs der Sicherheitspolizei und des SD vom 17.12.1942, Dok. 041-L, *IMG*, Bd. 37, S. 437ff.

(5) Schnellbrief des Reichssicherheitshauptamts an SS, SD und Polizeistellen vom 5.11.1942, Dok. 316-L, *IMG*, Bd. 38, S. 98ff.

(6) Telegramm des Generalgrenzinspektors an die Geheime Staatspolizei Nürnberg-Fürth vom 12.2.1944, Dok. 3360-PS, *IMG*, Bd. 32, S. 246f.

企業に連行して働かせていたという。この連行は、軍需工業の「もっとも重要な軍需品の製造を困難にして」おり、「はなはだしい障害」を意味した。特にソ連人労働者の多くは、「何らかの違反で警察組織によって SS 経営企業に引き渡され、旧職場にはもどってこない」というのが現状であった。⁽⁷⁾ SS はあらゆる手段を駆使して「強制収容所」の囚人を増やすことに努め、「有力な証拠があろうと、あるいはとるにたらない証拠しか見つからない場合であろうと、外国人が違法行為をすれば、彼らを強制収容所に移していた。」⁽⁸⁾ 1944 年前半期には、労働関係の違法行為によって 204,000 名の外国人労働者が Gestapo に逮捕されたが、ドイツ人の場合はわずか 13,000 名を数えたにすぎなかった。これは、外国人労働者とドイツ人のナチス・ドイツに対する態度の違いを表わしているだけでなく、外国人労働者に対する SS のテロル・抑圧の強さをも示している。⁽⁹⁾ 月平均にして 3 万名から 4 万名もの逃亡労働者・戦時捕虜が警察に捕らえられ、「強制収容所」の囚人として SS の事業に配置投入されていた。しかも彼らの多くは、半熟練や熟練労働者であった。Speer にとっては、こうした形での「年に 50 万名もの労働力の消滅」は、まさに「がまんの限界をこえる」ものであった。⁽¹⁰⁾

このように、1943 年の労働・生活諸条件の改善への方向転換は、ソ連市民労働者にとっては「強制収容所」への道と切り離せないものであった。ソ連人労働者政策はまさにアメとムチの両刃を駆使して展開していったのである。

こうしたソ連人労働者政策の特質は、ソ連人戦時捕虜の処遇にも現われている。ソ連人戦時捕虜もまた労働・生活諸条件の改善の対象となったが、1943 年秋には、戦時捕虜に対する寛大な処遇への疑念がだされていた。国防軍最高司令部戦時捕虜担当部長は、1943 年 10 月 26 日の命令で、「ソ連人戦時捕虜に対するあまりに寛大な処遇を理解する者はだれもない」という認識の下に、ドイツ人には「無条件の、厳しい労働配置が要求されている時に、戦時捕虜には悪意か恣意かを問わずより低い労働能率が許されていることは断じてあってはならない」ことを明確にした。具体的な措置として彼は、「労働配置された戦時捕虜の処遇は、唯一、最高度の労働能率を達成することに照準があわされるべきであり、「彼らがなげやり、怠慢あるいは反抗的である場合には即刻厳格に介入すべきである。戦時捕虜は『世話』されるのではなく、要求された最高度の労働能率を達成するように処遇されるべきである。それにはもちろん、公正な処遇と同時に、与えられた規定に従って食糧、衣服等の支給をおこなうことも含まれている」ことを提示した。⁽¹¹⁾ここに示されているのは、一方で労働能率向上のために戦時捕虜の待遇を改善し、他方で満足のゆく労働能率を発揮しない場合に労働能率向上をねらってより強制的な仕方に対処するという原則である。しかし、「寛大な処遇によ

注 (7) Schreiben Schiebers, des ehemaligen Chefs des Rüstungslieferungsamtes im Ministerium Speer, an Speer vom 7. 5. 1944, Dok. Speer-6, IMG, Bd. 41, S. 409.

(8) *Ibid.*, S. 410.

(9) USSBS: *Effects on Morale*, I, S. 87.

(10) Auszug aus der Führerbesprechung vom 3. ~ 5. 6. 1944, Dok. Speer-13, IMG, Bd. 41, S. 416.

(11) Befehl des Chefs des Kriegsgefangenenwesens im Oberkommando der Wehrmacht (以下、OKW と略記) vom 26. 10. 1943, Dok. 228-PS, IMG, Bd. 25, S. 307ff.

って戦時捕虜に『喜び』を保証しなければならないと考えるのは現状では弱腰に過ぎる」と主張しているように、⁽¹²⁾ 比重はあくまで後者に置かれていたようである。党官房長官 Bormann も、1943年11月の時点で、戦時捕虜の処遇に関し、「ドイツ民族が生きるか死ぬかの闘いをしている時に、我々の敵である戦時捕虜がドイツ人労働者よりも恵まれた生活をしていることについて、労働住民は全く理解を示していない」という認識をもっていた。同時に Bormann は戦時捕虜の労働力を最大限に利用することの必要性を強調した。⁽¹³⁾

その意味で、一目瞭然な原則も、個別産業・企業レベルでは必ずしも一律の内容として捉えられていたわけではなかった。そこで次に、こうした不明瞭な内容の原則の下で、外国人労働者の労働能率がどのように推移したかをみてみよう。

VII 労働能率

Sauckel は1944年初頭、外国人労働者の処遇の改善が労働能率向上に肯定的な影響を与えたとし、それを評価した。Sauckel は、ドイツが国外で力を持ち、かつ外国人労働者をつねに優遇すれば、外国人労働者はその義務を遂行すると言明し、「私がドイツで働く外国人労働者のためによりたくさんのことをし、彼らをより優遇し、より強く内面的な影響を与えることができれば、彼らの労働能力をますます大きく利用できるようになる」と主張した。⁽¹⁴⁾ この Sauckel の評価は、1943年の外国人労働者の労働・生活諸条件の改善がもつ「アメ」の側面を過大評価するものである。また、労働配置総監や労働戦線も1943年春、「東方労働者の有効な経営的配置と正しい世話による能率向上」を目的としてキャンペーンに取り組んだ。とりわけ労働戦線は、労働能率と労働・生活諸条件との間には直接的関係があるという認識の上で、ソ連市民労働者の取り扱い、栄養状態、宿営条件の改善、体系的な職業教育をキャンペーンした。⁽¹⁵⁾ しかしそれはあくまでキャンペーンであり、具体的に労働能率がどの程度向上したかを明らかにするものではない。また、労働・生活諸条件の改善への方向転換は、前述したように、あくまで労働・生活諸条件の「労働能率にもとづく」適用であり、労働能率によっては処罰的要素の強い労働・生活諸条件の悪化をも内包するものであった。そこで本節では、労働・生活諸条件の労働能率別適用がもたらす問題を労働能率との関係で明らかにする。

まず外国人労働者の労働能率をコストと関係させてみよう。1942年末の時点で、エッセンのクルップ鋳鋼工場は外国人労働者のコストー労働能率関係を調査している。

注 (12) Dok. 228-PS, *Ibid.*, S. 309.

(13) Rundschreiben Bormanns vom 25. 11. 1943, Dok. 228-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 306f.

(14) Rede Sauckels vor den Präsidenten der Gauarbeitsämter am 17. 1. 1944, Dok. Sauckel-88, *IMG*, Bd. 41, S. 241 f.

(15) zit. v. Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 263.

表1 クルップ鑄鋼工場就業労働者数内訳

ドイツ人	
男性	47,232
女性	3,528
計	50,760
東方労働者	
男性	3,909
女性	1,560
計	5,469
戦時捕虜	
フランス人	935
ソ連人	2,522
計	3,457
その他外国人	
イタリア人	2,531
フランス人	820
オランダ人	1,511
ポーランド人	1,079
その他	975
計	6,916

(1942年10月31日現在)

表2 クルップ鑄鋼工場のドイツ人と外国人労働者の総費用

ドイツ人	8.41	100%
東方労働者		
男性	8.76	104%
女性	7.76	92%
戦時捕虜	7.17	85%
その他外国人	10.62	126%

(単位：一労働日当たりRM)

ここで総費用とは、賃金、福利厚生、東方労働者税、遠隔地手当、宿営、食堂、衣服、監視等のための費用の総計である。

表3 クルップ鑄鋼工場の外国人労働者の労働能率

ドイツ人	100.0%
東方労働者	
男性	57.0%
女性	81.7%
戦時捕虜	
フランス人	84.7%
ソ連人	41.7%
その他外国人	
イタリア人	73.7%
フランス人	77.7%
オランダ人	62.0%
その他	70.7%

(比較基準となるドイツ人労働者の労働能率を100%とする。)

表2, 3からも明らかとなるが、調査報告によると、市民、戦時捕虜を問わず、フランス人労働者の労働能率が最も高く、オランダ市民労働者の労働能率は低かった。ソ連市民労働者については女性の場合相対的に高く、ドイツ人女性労働者の「70%から90%」、「人によってはそれ以上」であった。一方、ソ連市民の男性労働者の労働能率は「45%から85%」と差が大きかった。これは、調査部署の担当者によって判断に大きな開きがあったためであるが、ソ連市民の男性労働者の「労働能率向上の重要な前提」として、まず第一に、「栄養状態が良いこと、そして可能であればさらに改善すること」、第二に、「賃金を引き上げること」が「一致した」意見としてあげられている⁽¹⁶⁾。

表4 労働能率を考慮した上での外国人労働者のコスト

ドイツ人	8.42	100.0%
東方労働者		
男性	15.35	182.3%
女性	9.50	112.8%
戦時捕虜		
フランス人	8.47	100.6%
ソ連人	17.20	204.3%
その他外国人		
イタリア人	14.41	171.2%
フランス人	13.67	162.4%
オランダ人	17.13	203.5%
その他	15.02	178.4%

(単位：一労働日当たりRM)
(比較基準となるドイツ人労働者のコストを100%とする。)

表4からも明らかとなるように、労働能率を考慮したコストからみると、フランス人戦時捕虜とソ連市民の女性労働者が最も安価であった。ソ連市民の男性労働者は賃金コストは低かったが、宿営・職業教育などにコストがかかり、また労働能率が低かったため、相対的にはコスト高となった。しかし、調査の結果、彼らの労働能率が向上すればそれに応じてコストは下がるものと考えられた。それに対し他の西欧労働者にはドイツ人と同一賃金が保証され、また宿営費もかかったが、労働能率がドイツ人労働者以下であったため相対的にはコスト高となったのである⁽¹⁷⁾。それゆえ、クルップ鋳鋼工場の調査報告では、明示されていないが、将来的にはソ連市民労働者をより多く労働配置することが、労働能率とコスト双方からみて合理的であると考えられたのである。

次に、国家レベルでの労働・生活諸条件の労働能率別適用策が、産業ないし企業レベルではどのように実現されていたのかをみてみよう。石炭連盟から委託を受けた企業監督官のNorkusが、1943年4月にソ連人労働者の労働能率向上のための一連の提案をおこなっているので、まずその提案内容からみることにしよう。

注(16) Bericht des Revisions-Büros der Firma Krupp vom 20. 11. 1942, NIK-4021.

(17) Bericht des Revisions-Büros der Firma Krupp vom 20. 11. 1942, NIK-4021. その後の時期については同様の統計資料がないため、1942年末のクルップでの状況が以後どのように変化したかは不明である。

Norkusは、1943年4月、ルール炭鉱での実際の経験を踏まえて、炭鉱に就業するソ連人労働者(戦時捕虜と市民労働者)の労働能率向上のための提案をおこなった。その内容は、早急に職業教育を受けさせるということ、とりわけ採炭教育を重視し、生産的な採炭労働に取り組ませるというものであった。いくつかの炭坑では「ソ連人切羽」、つまりソ連人だけによる切羽での採炭作業がおこなわれているが、Norkusはそれを積極的に奨励している。約二ヶ月間ソ連人を計画にもとづいて綿密に教育すれば、必ず目にみえる成果があり、「労働能率の向上は必ずや石炭採掘量を増加させる」という考えにもとづき、特に高い能率をあげ、勤労なソ連人労働者には「ひまわりの種やタバコなどという形での特別プレミアの支給、外出日の増加、少人数用の寢室の確保(たとえば6人部屋)」という特典を与えることを要請した。「公正な、人間的な取り扱いを含む」こうした提案は、Norkusによれば、「いかなる種類であろうと殴打と虐待を禁ずる」ものであるが、「こうしたやり方をとる以外に、労働能率を向上させる有効な刺激を与えることはできない」と主張している⁽¹⁸⁾。

このような考え方に立ち、Norkusは翌5月に講演をおこない、その中でソ連人労働者の労働能率向上のための具体的提案をした。Norkusの提案は、1) ソ連人労働者の処遇、2) 採炭労働へのソ連人労働者の配置、3) 賃金、宿営、食糧配給の三部から成っている。

1) まずソ連人労働者の処遇についてであるが、Norkusは、労働能率を向上させるためには「公正とはいえない処遇や虐待などは禁止されねばならず」、「処罰としての殴打は禁じられねばならない」と主張する。

2) 出来高給で働く一部のソ連人労働者、とりわけ採炭労働に従事する者はドイツ人労働者と同等の労働能率を発揮しているということから、Norkusは、第一に、ソ連人労働者の職業教育と炭坑内での採炭労働への労働配置、第二に、ドイツ人とソ連人を厳格に切り離して「ソ連人切羽」の設置を提案している。彼は、前者でソ連人労働者の労働能率向上をねらい、後者では「ソ連人労働者の高い労働能率がドイツ人労働者の低い労働能率によって影響を受けない」ことを意図した。4月の提案と同様、特に勤労で労働能率のよいソ連人労働者には「ひまわりの種やタバコなどという形での特別プレミアの支給、外出日の増加、6人部屋の確保など」という特典を与えることを提案している。

3) 賃金、宿営、食糧配給について、Norkusは、より高賃金の支給だけではなく、実際に物を買えることが、労働能率の向上への刺激剤となると主張し、食堂で「コールラビ、スウェーデンカブやサラダ」を購入できるようにすることを提案している⁽¹⁹⁾。

このNorkusの提案は、国家レベルでの労働・生活諸条件のアメとムチの両面政策とは異なり、アメの側面を重視するソ連人労働者政策といえる。こうした積極的労働者政策がどの程度実現されたかは明らかではないが、その一例としてフリック・コンツェルンの一炭鉱をあげることができよう。ヘルネのヒベルニア炭鉱では、「ソ連人切羽」の設置、つまり、数名から20名弱のソ連人に対

注(18) Bericht Norkus vom 12. 4. 1943, NI-3042.

(19) Vortrag Norkus vom 31. 5. 1943, NI-3057.

して数名のドイツ人あるいは場合によってはソ連人責任者をつけることで、ドイツ人労働者の労働能率の70%から80%が実現できたのである。当コンツェルンの担当者によれば、「困難な状況下でも東方労働者からかなりの労働能率を引き出しうる」ことが示された。その際、「最もむずかしい問題」とは、「どのような刺激を与えれば東方労働者の能率を向上させることができるか」ということであった。この問題解決の「最も重要な手段」は食糧配給であった。この担当者によれば、食糧配給量の削減は「意図的に」労働能率を低下させた場合にのみ罰として実施されるべきであり、一方、高い労働能率を食糧配給量の増加という形で評価することは「絶対的に有効」であった。その他、余暇時の催しなども労働能率に肯定的な影響を及ぼしたという。賃金については、ソ連市民労働者は賃金を受け取っても実際には「それだけでは何も始めることができない」とはいえ、もちろんより高賃金に無関心というわけではなかった。1943年5月1日の新規則後も、東方労働者特別税は見直しを必要とし、またソ連人戦時捕虜の場合の最高0.40RMの能率手当では低すぎて「全くとんでもない」こと⁽²⁰⁾であった。

おそらく、石炭連盟会長Pleigerはこうした経験を踏まえた上で、1943年12月、「ソ連人戦時捕虜、イタリア人戦時捕虜、東方労働者の経営内労働配置に関する指示」を出したのであろう。この中で彼は、連盟に所属する企業に対し「労働能率向上のために外国人労働者の労働配置と処遇に関するあらゆる措置をできるだけ早急に講ずる」よう要請⁽²¹⁾している。

しかし炭鉱での実態は、必ずしもこうした積極的労働者政策に対応するものではなかった。むしろ炭鉱ではソ連人労働者の労働能率は低下しており、しかもこの低下は国家レヴェルでの二面的労働者政策と結びついていたように思われる。

表5から明らかなように、ルール炭鉱では1942年秋以降、外国人労働者、とりわけ戦時捕虜の数が急増したのに対し、一人当たり石炭採掘量は減少している。1943年にも戦時捕虜の労働動員と相まって労働能率は低下している。1943年6月、ソ連人戦時捕虜を炭鉱部門に優先的に労働動員するという石炭連盟側の要請により、同年8月までに計30万名ものソ連人戦時捕虜が動員されることが決定⁽²²⁾された。ソ連人戦時捕虜を炭鉱に優先的に配置するという決定は、コスト低下の実現という点では炭鉱企業にとって合理的であったとはいえ、労働能率という観点ではけっして満足のいく成果をあげるものではなかった。そこで労働能率と密接な関係にあると思われるいくつかの要因のうち、ソ連人戦時捕虜の健康状態をみることにしよう。

国防地区担当医Frommeの報告によると、ルール炭鉱での疾病率は1944年6月現在でソ連人戦時捕虜の場合は18%、イタリア人戦時捕虜の場合は14%であった。しかも、炭鉱就業の戦時捕虜の死

注(20) Bericht (ohne Unterschrift) betr. Erfahrungen aus dem Arbeitseinsatz der Fremdvölkischen im Ruhrbergbau unter besonderer Berücksichtigung der Verhältnisse bei der Bergwerksgesellschaft Hibernia, Herne vom 14. 7. 1943, NI-3052(F).

(21) Rundschreiben der Bezirksgruppe Steinkohlenbergbau Ruhr vom 30. 12. 1943, NI-3048.

(22) Rundschreiben der Reichsvereinigung Kohle (以下、RVKと略記) vom 29. 6. 1943, Schreiben des Chefs der OKW vom 8. 7. 1943, NI-2840; Streit: *Keine Kameraden*, S. 278.

表5 ルール炭鉱の労働者数と労働生産性

	ドイツ人	外市国民 労働者	東 方 労働者	イタリ ア人 戦時捕虜	戦時捕虜	総 計 (A)	国防軍ないし 労働奉仕によ る召集 (B)	(A)―(B)	一人当たり 石炭採炭量 (kg)
1937/38年						310,718			1937年 1,627
1938/39						315,581			38 1,547
1939/40						320,307			39 1,611
1940/41	303,133	17,174			1,176	321,483	17,593	303,890	40 1,568
1941年 6月	288,389	40,456			1,853	330,698	32,843	297,855	41 1,527
9月	291,580	26,513			1,772	319,865	24,566	295,299	
12月	284,955	38,189			1,854	324,998	23,519	301,479	
1942年 3月	285,909	34,625	4,161		3,792	328,487	19,209	309,278	42年 1,420
6月	283,119	30,148	12,326		4,189	329,782	20,391	309,391	6月 1,464
9月	281,824	26,020	15,889		22,946	346,679	18,442	328,237	9月 1,382
12月	278,172	29,115	21,804		43,783	372,874	20,093	352,781	12月 1,338
1943年 3月	267,606	32,081	22,810		48,498	370,995	30,097	340,898	43年3月 1,350
6月	264,468	32,352	30,268		47,940	375,028	35,933	339,095	6月 1,276
9月	260,090	29,683	31,885		76,024	397,682	36,339	361,343	9月 1,190
12月	248,954	28,290	30,316	10,054	82,318	399,932	55,663	344,269	12月 1,172
1944年 1月	244,868	28,003	29,990	9,794	81,909	394,564	59,549	335,015	
2月	242,272	27,580	29,747	9,566	81,677	390,842	61,713	329,129	

資料：Vertrauliche statistische Berichte der RVK vom Mai 1944, NI-2819.

亡内訳をみると、死亡者全体に占める内科疾患による死亡者の割合は1943年10月が20%であったのに対し、1944年1月には63%、4月には59%と急増し、1944年にはついに内科疾患による死亡が大多数をしめるにいたった。Frommeは病気の最大の原因として栄養状態の劣悪さをあげ、労働能率の向上のためには、週一回ではなく「毎日」特別配給をおこなわねばならないと主張した。さらに、できるだけエネルギーを消費しないようにするために、休憩時間を十分に与え、宿営条件を整え、人間的に取り扱うことの重要性を指摘している。これは現実がそういう理想からは遠いことを意味しており、戦時捕虜の健康状態はあくまで劣悪であったのである。⁽²³⁾

こうした劣悪な健康状態は、炭鉱に労働配置されたソ連人戦時捕虜の離職の内訳からも明らかとなる。国防軍最高司令部によると、1943年12月末時点では151,023名のソ連人戦時捕虜がドイツの炭鉱で就業していた。さらに翌年1月1日から6月27日までに30,741名が新たに炭鉱に配置されたにもかかわらず、6月27日現在でのソ連人戦時捕虜就業者数は149,528名にすぎず、この間に32,236名のソ連人戦時捕虜が「消耗」、つまり労働過程から離れたことになる。これは月平均約5,000名、3.3%に相当する。オーバーシュレージエンでは1943年末には43,714名のソ連人戦時捕虜が就業していたが、6月27日までに10,963名が「消耗」した。これは月平均4%に相当する。ドイツ人労働者の「消耗」率は1%をわずかに超えるものであったから、ソ連人戦時捕虜のそれはきわめて高かったことになる。このオーバーシュレージエンでの10,963名の「消耗」の内訳は、

注(23) Schreiben des beratenden Hygienikers beim Wehrkreisarzt VI, Fromme, an die Bezirksgruppe Steinkohlenbergbau Ruhr vom 22.6.1944, NI-2935.

1) 疾病による収容所への送還	7,914
2) 疾病による病院への移送	1,592
3) 死亡	639
4) 逃亡	818
計	10,963

であり、疾病によるものが圧倒的に多かった。疾病による「消耗」が多かった原因として、国防軍最高司令部は、労働条件以外に、宿営条件、食事の質、いい加減に実施されている適性検査、病気にかかった戦時捕虜が完治しないうちに再び炭鉱労働につかせていることなどをあげている。⁽²⁴⁾

国防軍最高司令部は、ソ連人戦時捕虜の劣悪な健康状態を炭鉱企業の責任とみなしたが、石炭連盟は、実際の労働ではなく、捕虜の栄養状態と宿営条件が劣悪な健康状態に「決定的」ともいえる重大な影響を及ぼしているとみなした。実際、ソ連人戦時捕虜の栄養状態と宿営条件に関する権限は、炭鉱企業側ではなく、戦時捕虜と戦時捕虜収容所を統轄する国防軍側にあったのである。

それに対し、ソ連市民労働者の場合は、企業所属の「東方労働者宿営施設」に対する責任は企業側にあった。この「東方労働者宿営施設」での状態は、ソ連人戦時捕虜ほどひどいものではなかったようである。たとえば、デュッセルドルフ、ヴェストファーレン南部、エッセン、ヴェストファーレン北部の4つの大管区にある13の企業の「東方労働者宿営施設」で1942年11月24日から12月5日までおこなわれた調査によれば、ソ連市民労働者にとっての最大の不満は食事と宿泊であった。注目に値するのは、ソ連市民労働者の状態が劣悪であるにもかかわらず、女性「東方労働者」の労働能率はドイツ人女性労働者の「100%あるいはそれ以上」であり、男性「東方労働者」はドイツ人労働者の「60%、70%、80%あるいはそれ以上」の労働能率を示したということである。⁽²⁵⁾

しかもソ連市民労働者がおこなった労働は、その質からいっても必ずしも代替可能な単純な労働ではなかったようである。彼らの労働は重労働と危険な労働であったと思われる。たとえば化学工業のIGファルペンでは、1943年には、ソ連市民労働者の85%は「重・最重の肉体労働に交代制で働く労働者として」就業させられ、残り15%も特別な熟練を必要とする特殊な任務ないし、「特に人のいやがる仕事」につかされていた。⁽²⁶⁾このIGファルペンでの例が他の産業部門でも一般化しうるかどうかは今後明らかにされねばならないが、ソ連市民労働者が「重・最重労働」や「危険な労働

注(24) Schreiben des OKW an die RVK vom 4.9.1944, NI-2812. この国防軍最高司令部の数値が現実を反映しているかどうかは、必ずしも明らかではない。オーバーシュレーゼン地区石炭連盟は、国防軍最高司令部が出した数値そのものに疑問を呈している。地区石炭連盟によると、オーバーシュレーゼンの炭鉱ではソ連人戦時捕虜の離職者は10,963名ではなく、9,859名であった。問題はその内訳であり、結核による離職が圧倒的に多いが、地区石炭連盟はその原因を炭鉱だけに固有の問題に帰することはできないとみなした。当地区石炭連盟は、炭鉱に投入されたソ連人戦時捕虜が肉体的にはじめから炭鉱労働という重労働に耐えられない者が多く、したがって炭鉱に配置された段階で送還せざるをえなかったと主張している。Schreiben der Bezirksgruppe Steinkohlenbergbau Oberschlesien an die RVK vom 19.10.1944, NI-2809.

(25) Bericht des RMO-Wi Stab Ost -Chefgruppe Arbeit- ohne Datum, als Anlage zum Schreiben des GBA vom 10.3.1943, Dok. NI-3013(F).

(26) Direktionspostsitzung der IG Farben in Ludwigshafen vom 19.4.1943, NI-6315.

働」に従事させられていたことは明らかであろう。しかも、1944年8月現在でのドイツに就業する外国人労働者総数の約三分の一が女性であったということ、とりわけこの女性の87%が「東方」出身者であったということは、戦時下の外国人労働者の状態を捉えるうえできわめて重要なポイントである。特にここで問題にしているソ連人労働者の場合は、ソ連市民労働者の51.1%が女性であったのである。⁽²⁷⁾

先述したように、女性「東方労働者」の労働能率が高く、かつ強制連行されてきたソ連市民労働者の半分強が女性であるとすれば、企業にとっては女性労働者を積極的に配置投入することはそれなりに合理的であった。実際、企業レベルでは女性「東方労働者」の配置投入が1944年になるとかなり積極的にもくろまれた。そこには、「労働総動員体制」にもかかわらず労働条件に関する規制と保護政策のため、ドイツ人女性労働者を労働動員することは困難であったという事情がからんでいた。たとえばドイツ人女性労働者を夜間労働につかせることは、労働政策上の制約から不可能であった。そのため、二交代制あるいは三交代制の職場では男性しか配置できないという問題があった。一方、外国人女性労働者には労働時間配分の制限規定がなかったため、解決策として外国人女性労働者を投入することが考えられた。すなわち、昼間交代組にドイツ人女性労働者を投入し、夜間交代組にはつねに外国人女性労働者を配置するというやり方である。グループでは、第一交代組としてドイツ人女性労働者を6時から12時まで、第二交代組としてドイツ人女性労働者を12時から18時まで、第三交代組として外国人女性労働者を18時から6時まで働かせることが理想的な労働様式の一つとみなされた。⁽²⁸⁾

ドイツ人女性労働者の場合には、「価値の高い」作業でなければならず、しかも昼間しか作業させられず、今後配置投入可能なドイツ人女性には一日最長6時間労働という制約があった。それに対し、女性「東方労働者」の場合は夜間でも作業させることができた。その意味で女性「東方労働者」に対する需要は大きかったのである。さらに軍需大臣の指示にもとづき、女性「東方労働者」が肉体的に重労働に耐えうるかどうかを確認するための企業調査を1944年10月15日以降おこなうことを労働局は告知している。女性「東方労働者」を重労働にも就業させる道が探られていたことが明らかである。⁽³⁰⁾

女性東方労働者に対する需要は、1944年後半になると炭鉱業でも増大した。炭鉱業の坑外作業では女性就業者の割合は比較的高かった。オーバーシュレーゲンでは239,000名のうち14,500名、ルールでは243,000名のうち14,200名が女性労働者であった。特にオーバーシュレーゲンではその要求が強く、男性労働者を坑外作業から坑内作業に配置転換することが構想されていた。坑内作

注 (27) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 270 ff.

(28) Vorschlag Stahmers für einen Kurzvortrag bei den Zusammenkunft der Arbeitseinsatz-Ingenieure am 12. 1. 1944, NIK-10213; Aktenvermerk Stahmers vom 5. 1. 1944, NIK-10223.

(29) Aktenvermerk der Sonder-Arbeitseinsatz-Ingenieur (以下, SAI と略記) -Besprechung am 12. 2. 1944, NIK-9803.

(30) Niederschrift über die SAI-Besprechung vom 11. 10. 1944, NIK-9805.

業にはドイツ人女性労働者を就業させることは禁止されていたので、石炭連盟は1944年11月に、坑内作業に外国人女性労働者、とりわけ女性「東方労働者」を就業させることを要求したのである。特にオーバーシュレーゼン地区石炭連盟は女性「東方労働者」を即刻坑内作業に配置投入することに積極的であった。それに対し鉱山当局や労働局は統一見解をもってはいなかった。⁽³¹⁾

ソ連市民労働者では成人の女性労働者だけでなく、児童や青少年もまた重要な労働力源とみなされるようになった。特に1943年秋以降、東部占領地域から連行されてきたソ連市民労働者の多くは児童であったために、労働力需要も必然的にそうした傾向をもつようになったのである。⁽³²⁾

そこで最後に、児童・青少年の労働配置について若干の考察をすることにしよう。ソ連市民労働者の場合、12歳から14歳までの子供は一日最長4時間まで働かせることが可能であったが、日曜、休日労働は禁止されていた。また16歳以下の青少年は週54時間は労働可能であったが、夜間労働は禁止されていた。⁽³³⁾しかし実際には12歳以下の子供の労働配置がなされていたようである。というのは、1944年6月に、作戦地での10歳から14歳の青少年をライヒに「疎開」させ、そこで職業教育をおこない、2年後に専門労働者として就業させることが軍部から提案されたからである。中央軍集団は4万から5万名の10歳から14歳の青少年をライヒへ連行しようとしていた。すでにウクライナ・北方軍集団で実施されていた経験をもとに青少年のライヒへの連行が提案された。⁽³⁴⁾軍部からのこうした要請をうけて、東部占領地域担当省は、同年7月、中部戦時労働配置部隊に対し、10歳から14歳の青少年をライヒに移送する指示（「Heu作戦」）を与えた。⁽³⁵⁾

このように、作戦地では1944年7月に10歳から14歳の青少年のライヒへの連行が問題となっていたが、目的地であるライヒでは、すでにそれ以前に、青少年、あるいはそれ以下の年齢の児童が就業可能者として問題になっていた。1944年6月21日のクルップ鋳鋼工場での労働配置担当者会議で議題とされたのは、「最近の東方労働者の輸送で、3歳から14歳の子供が数多く送り込まれた」ことであった。この担当者会議では、その内、6歳以上の子供は労働につかせるべきであるという観点から、どの部署に配置させるかの検討をおこなっている。具体的には10歳から14歳の約100名の東方労働者の労働配置が議論の対象とされたのである。⁽³⁶⁾

注 (31) Schreiben des Chefs der Sicherheitspolizei und des SD an die RVK vom 1. 11. 1944, NI-1972; Schreiben der RVK an den Chef der Sicherheitspolizei und des SD vom 16. 11. 1944, NI-1971.

(32) Eichholtz: "Krautaktion", S. 273 f.

(33) "Anordnung über den Arbeitsschutz ausländischer Arbeitskräfte und Ostarbeiter vom 8. 1. 1944", in: *RABl.* I, 1944, S. 22 f.

(34) Geheimer Vermerk des Chefs des Führungsstabes Politik vom 12. 6. 1944, Dok. 031-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 89 ff.

(35) Geheimes Fernschreiben des Ostministers an Sauckel vom 11. 7. 1944, Dok. 199-SS, *IMG*, Bd. 25, S. 288 f.; Geheimes Fernschreiben Rosenbergs an Lammers vom 20. 7. 1944, Dok. 345-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 362 f.

(36) Niederschrift über die SAI-Besprechung am 21. 6. 1944, NIK-9800; Übersicht über die in der SAI-Sitzung vom 21. 6. 1944 behandelten Punkte, NIK-9804.

外国人労働者の労働能率について、研究史をふり返ってみよう。Homze や Pfahlmann は、外国人労働者の強制的労働動員によって、それなりの労働能率が達成され、それゆえ経済的観点からは効率的であったと評価した。それに対し、同じ統計にもとづきながらも Milward は、外国人労働者の労働能率は低かったとみなし、非効率的で労働意欲のない外国人労働者を大量に労働動員したために、ドイツ経済の生産性を他の欧米諸国と同じ水準に引き上げることにナチス・ドイツは失敗した、つまり外国人労働者の労働動員政策がドイツ経済の生産性向上をもたらさなかったと結論づけた。⁽³⁷⁾

しかし、鉱工業部門の中でも、また同じ部門でも、企業によって外国人労働者の労働能率はさまざまであった。それは工場設備の近代化の程度、労働組織の変化とも関連している。工業別、企業別の個別研究が十分にはなされていない現状では、外国人労働者の労働動員によるドイツ経済の生産性の変化を全体としてどのように評価すべきかはまだ明らかではない。外国人労働者の労働能率はきわめて多様であること、しかもこの多様性は国家レベルから企業レベルにいたる外国人労働者政策とそれによって制度化された労働・生活諸条件そのものに起因するものであることが本稿で明らかとなった。この外国人労働者政策は人種論的観点と絡まって導入されたが、本稿が対象とした時期には基本的には人種論的観点が共存したまま実施されていた。さらに、この外国人労働者政策は、全体として労働・生活諸条件の改善という積極的労働者政策による労働能率の向上をめざすものではなかった。しかし個別的に労働能率を向上させた外国人労働者には労働・生活諸条件を改善させ、さらに労働能率向上の物質的基礎を与えるもので、そのかぎりでは個別的には経済的に効率的でありえたといえる。一方、労働能率が向上しなかった外国人労働者には「死」にいたりうる処罰の体系が待ち受けていた。処罰によって労働能率向上へ努力させようという強制的試みは効率性の次元をはるかに越えたものであり、人種論的観点がはっきりとみてとれる。

VIII おわりに

これまでの研究史をふり返ると、第一に、第二次世界大戦期に外国人労働者の労働・生活諸条件が悪化したということ、第二に、それにもかかわらず1943年以降外国人労働者の労働能率は向上したということが結論づけられていた。そして議論の中心は、労働・生活諸条件の悪化にもかかわらず、なぜ外国人労働者の労働能率は向上したのかという問題におかれていたように思われる。

Homze はドイツ戦争経済の再編成、軍需生産への集中化という経済全体の組織化によって外国人労働者の労働能率の向上が可能であったと捉えている。⁽³⁸⁾ 経済全体の組織を強調する Homze に対し、Herbert は、四つの原因を掲げて、労働・生活諸条件の悪化と労働能率の向上という矛盾を説明しようとする。まず第一に、能率原理による食糧配給制と出来高制の導入、第二に、職場が唯一

注 (37) Pfahlmann, S. 229 ff.; Homze, S. 259 ff.; Milward, S. 73 ff., 82 ff.

(38) Homze, S. 262 f.

安全な場所で、熟練外国人労働者は労働能率の向上にアイデンティティをみだしたということ、第三に、経営内の統制と処罰体系、第四に、南東ヨーロッパ諸国の人々にとってドイツは豊かな工業国という希望の国であったということである。⁽³⁹⁾

本稿では、Homze や Herbert の見解をめぐって全面的に議論を展開することはできなかったが、いくつかの点については修正・補足することができた。そこで最後に本稿での成果をまとめておこう。

まずソ連人労働者政策については、1943年にソ連人労働者の労働・生活諸条件の改善へと方向転換がなされたということである。この方向転換は労働・生活諸条件の全般的な改善ではなく、労働能率別原理にもとづく労働・生活諸条件の適用を意味するものであった。しかもこの労働能率別原理は積極的な側面（アメ）と消極的な側面（ムチ）という二面をもっていた。つまり、積極的な側面とは、高い労働能率を発揮した場合にはそれ相応の労働・生活諸条件の改善を保証するというものであり、それによって労働能率を向上させようとした。一方消極的な側面とは、低い労働能率しか発揮しなかった場合には処罰としてそれ相応の労働・生活諸条件の悪化を科すというものであり、それによって強制的に労働能率の向上をはかるようとするものであった。

1943年以降の労働能率向上のための政策は、外国人労働者の労働・生活諸条件の改善をも含むはずのものであったにもかかわらず、実際には外国人労働者、とりわけソ連市民労働者の労働・生活諸条件は悪化したと Herbert はみなしている。その原因を彼は、1943年の改正にもかかわらず、第二次世界大戦初期の段階での外国人労働者政策、とりわけソ連市民労働者への残忍な処遇が職場や共同宿営施設レベルでは変更されずに温存されたことと捉えている。つまり、1943年初頭以降労働・生活諸条件の改善が宣伝されたにもかかわらず、ソ連人労働者が残忍に処遇されたのは、外国人労働者の労働動員の開始時に宣伝されたソ連人労働者に対する残忍な政策が、工場、宿営施設、警護班、職長、従業員にいたるまで広い範囲にわたって自己展開していったからであった。したがってソ連人労働者政策の改善への方向転換は、具体的に適用されるレベルでは何ら効果を発揮することはなく、ソ連人労働者の労働・生活諸条件の悪化という結論が出されることになる。⁽⁴⁰⁾

しかし、実際は、SD でさえ、企業レベルでのソ連市民労働者の労働能率向上に向けた方策が具体的にどのようになされていたかを報告している。SD 報告は1943年4月1日に、企業と共同宿営施設との連繫を密接にすることが労働能率向上に有利に作用したと報告している。「実際の経験から」「もっとも合目的なのは、工場ならびに共同宿営施設でのあらゆる優遇措置への決定的な影響力を個々の企業指導部に与えることである。」共同宿営施設での処遇のみならず、企業食堂での優遇をすべて個々の職場でのソ連市民労働者の労働能率に相応させて改善することが具体的に実施された措置として報告されている。一方、これらの措置が労働能率向上に有利に作用しなければ、

注 (39) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 294 ff.

(40) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 288, 292.

労働能率の低いソ連市民労働者に対しては「叱責と処罰」の措置が講じられたのである。⁽⁴¹⁾このように、本稿で明らかにしたように、国家レベルでのソ連人労働者政策そのものがアメとムチの両面をもつものであり、しかもこの二面的労働者政策は企業レベルにまで浸透していったのである。

ソ連人労働者については労働・社会政策上の制限がないことから、彼らの労働条件の規制については配慮する必要がなく、ソ連人労働者に対する労働力需要はきわめて大きかった。このように鉱工業界の労働力調達の対象はソ連人労働者に向けられることになったのであるが、はたしてこのことから、経済的にみて、鉱工業部門におけるソ連人労働者の労働配置は効率的なものであったといえるであろうか。Herbertは炭鉱業と鉄・金属業に分けてこの問題を考察している。Herbertは、炭鉱業でのソ連人労働者の労働能率向上策は鉄・金属業部門とは異なり成果をあげなかったとみなし、これは資本主義的計算に矛盾するものであると結論づけた。それは、炭鉱企業指導部をはじめとして個々のドイツ人従業員の中にも根強い、人種論に動機づけられたソ連人絶滅意識とソ連人憎悪によるものであり、SSのイニシアティブに帰せられるわけではないという。⁽⁴²⁾一方、鉄・金属業部門では、ソ連人労働者の労働配置は経済的に一定の効率をあげたとして肯定している。⁽⁴³⁾それに対しMilwardは、ソ連人労働者の労働配置は部門を問わず経済的には効率的ではなかったとみなし⁽⁴⁴⁾た。

本稿で明らかにしたように、ナチス・ドイツのソ連人労働者政策は1943年以降、アメとムチの両面をもった政策に転換した。ソ連人労働者の労働・生活諸条件そのものがアメとムチの両面をもつものとなったのである。外国人労働者政策の基本は、まず第一に、人種論的観点から実施されていたということ、第二に、1943年以降はこの人種論的観点に加えて、個々の外国人労働者の労働能率に応じて労働・生活諸条件の改善と改悪を段階づける「労働能率原理」が導入されたことによって特徴づけられる。ここに、労働・生活諸条件と労働能率とは相互に関連づけられることになったのである。したがって、政策レベルでのソ連人労働者の労働・生活諸条件の改善策と現実の労働・生活諸条件とのギャップを全体主義社会のもつ「基本的矛盾」とみなすHomzeの見解は一面的であるといえよう。⁽⁴⁵⁾

先述したように、Herbertは「労働能率原理」が労働能率向上に果たした積極的役割を主張するが、それは「労働能率原理」の積極的側面のみをみるものであり一面的である。本稿で明らかにしたように、労働能率を向上させることができたソ連人労働者は、労働・生活諸条件の改善を期待することが許され、労働能率向上の物質的基礎が与えられることになったが、しかしそれには違反行為を犯さず従順であるという大前提があった。違反行為を犯すことは「強制収容所」への道を歩き始めることを意味したが、違反行為か否かの判断基準は法的に制度化されていたわけではなかった。

注(41) MaR vom 1. 4. 1943, in: *MaR*, Bd. 13, S. 5044 f.

(42) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 284 f.

(43) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 281.

(44) Milward, S. 90.

(45) Homze, S. 175 f.

一方、労働能率を向上させることができなかったソ連人労働者は、労働・生活諸条件の改善を期待することができず、それゆえ労働能率向上の物質的基礎が与えられなかったのである。彼らには「消耗」として労働過程から離れる道が用意されていたのである。Herbertが主張するように、ドイツで強制労働させられている多くのソ連人労働者にとって唯一の安らかな場所は職場であったといえよう。しかしその職場でも、労働能率向上に向けて従順に努力しなければ「死」が待ち受けていたのであり、ソ連人労働者にとっては「生」と「死」のはざまの場であったことは否定できない。

文献・資料リスト

- Boelcke, Willi A. (Hg.): *Wollt Ihr den totalen Krieg? Die geheimen Goebbels-Konferenzen 1939-1943*, Stuttgart 1967.
- Boelcke, Willi A. (Hg.): *Deutschlands Rüstung im Zweiten Weltkrieg. Hitlers Konferenzen mit Albert Speer 1942-1945*, Frankfurt a. M. 1969.
- Dallin, Alexander: *Deutsche Herrschaft in Rußland 1941-1945*, Düsseldorf 1981 (1958¹).
- Dörr, Hubert: *Zum Vorgehen der faschistischen Betriebsführung des ehemaligen Lauchhammerwerkes Gröditz im Flick-Konzern gegenüber Arbeitern und anderen Werkklätigen sowie zwangsverschleppten ausländischen Arbeitskräften, Kriegsgefangenen und KZ-Häftlingen während des zweiten Weltkrieges*, Diss. Dresden 1978.
- Drobisch, Klaus: *Die Ausbeutung ausländischer Arbeitskräfte im Flick-Konzern während des zweiten Weltkrieges*, Diss. Berlin(0) 1964.
- DZW: *Deutschland im zweiten Weltkrieg*, 5 Bde., Berlin(0) 1974-1985.
- Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. I, Berlin(0) 1969; Bd. II, 1985.
- Eichholtz, Dietrich: "Die 'Krautaktion'. Ruhrindustrie, Ernährungswissenschaft und Zwangsarbeit 1944", in: *Europa und der »Reichseinsatz«. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938-1945*, hrsg. v. Ulrich Herbert, Essen 1991.
- Handbuch des GBA: Handbuch für die Dienststellen des Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz und die interessierten Reichsstellen im Großdeutschen Reich und in den besetzten Gebieten*, Berlin 1944.
- Herbert, Ulrich: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des »Ausländer-Einsatzes« in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Bonn 1985.
- Homze, Edward L.: *Foreign Labor in Nazi Germany*, Princeton 1967.
- IMG: *Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof*, 42 Bde., Nürnberg 1947-1949 (München/Zürich 1984).
- Kuczynski, Jürgen: *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 6, Berlin (0) 1964.
- MaR: *Meldungen aus dem Reich 1938-1945. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS* hrsg. und eingeleitet von Heinz Boberach, 17 Bde., Herrsching 1984.
- Milward, Alan S.: "Arbeitspolitik und Produktivität in der deutschen Kriegswirtschaft unter vergleichendem Aspekt", in: *Kriegswirtschaft und Rüstung 1939-1945*, hrsg. v. Friedrich Forstmeier

und Hans-Erich Volkmann, Düsseldorf 1977.

NI: Records of the U. S. Chief of Counsel for War Crimes, Nuremberg Military Tribunals, re Nazi Industrialists.

Pfahlmann, Hans: *Fremdarbeiter und Kriegsgefangene in der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Darmstadt 1968.

RABl.: *Reichsarbeitsblatt*.

RGBl.: *Reichsgesetzblatt*.

Streit, Christian: *Keine Kameraden. Die Wehrmacht und die sowjetischen Kriegsgefangenen 1941-1945*, Stuttgart 1978.

USSBS: The United States Strategic Bombing Survey: *The Effects of Strategic Bombing on German Morale*, I, Washington 1947.

矢野 久「外国人労働者の強制連行・強制労働—1941/42年を中心に—」井上茂子他著『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦—』同文館 1989年所収。

矢野 久「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員（上）（下）」『三田学会雑誌』83巻1号（1990年4月）、83巻4号（1991年1月）。

矢野 久「第二次世界大戦下ドイツ民衆の外国人労働者像」『三田学会雑誌』83巻3号（1990年10月）。

（経済学部助教授）

[追記：本稿は、財団法人清明会による研究成果の一部である。この場を借りて謝意を表したい。]